令和６年３月
浦和警察署

◇ 速度取締り指針 ◇

■浦和警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
市道 国道463号	８：00～１２：00 16：00～18：00	さいたま市南区 さいたま市浦和区	30km/h（指定） 40km/h（指定）

上記路線のほか、
○実勢速度が高い国道298号線
○浦和区の生活道路(30ｋm/ｈ)
などでも速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
浦和警察署管内(浦和区・南区)における重傷事故の6割が、南区で発生しています。
また、実勢速度の高い国道463号、国道298号においても取締りを実施し、実勢速度の抑制を図ります。

<管内における交通事故発生状況>（令和５年12月末）

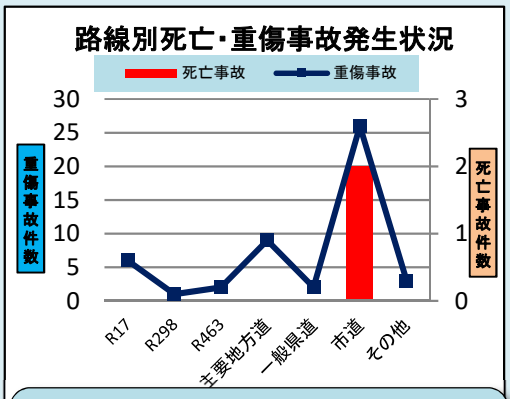

○　浦和警察署管内での死亡事故は２件市道で発生しています。
○　重傷事故の発生は、市道上での発生が全体の約８割を占めています。

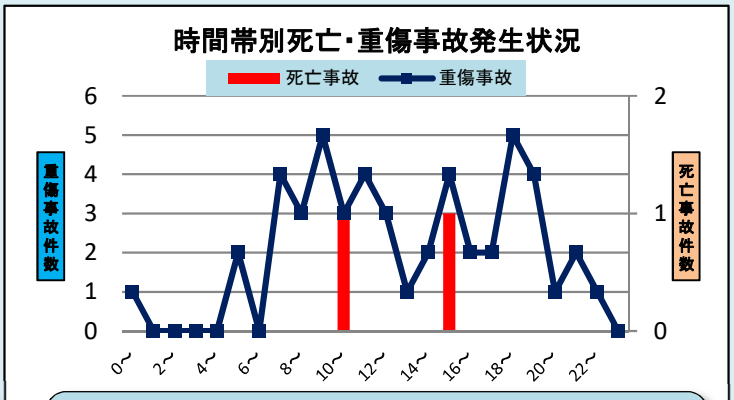

○　浦和警察署管内では、死亡事故が午前１０時台と午後３時台に２件発生しています。
○　重傷事故は、深夜帯の発生は少なく、午前８時台、午後８時～午後９時台にかけて多く発生しています。

～令和5年12月末現在～

■　浦和警察署管内では、2件歩行者が亡くなる死亡事故が発生しています。
■　重傷事故49件のうち、33件は南区内で発生しており、発生時間帯は、午前8時台及び午後4時から午後9時までの通勤時間帯に発生しています。
■　状態別では、歩行者・自転車・二輪車はともに減少傾向ですが、四輪車は増加傾向にあり、注意が必要です。

その他の交通指導取締り

■　浦和駅、南浦和駅、北浦和駅、武蔵浦和駅、中浦和駅の5駅付近の歩行者保護のため、歩行者妨害違反を重点とした交差点における取締りを実施します。
■　引き続き、自転車が関係する事故が多いため自転車利用者に対する取締りを実施します。
■　時間帯で規制している道路において通行禁止違反の取締りを実施します。
■　このほか、交通事故発生状況に応じた各種違反の取締りを推進します。